

消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障4経費その他の社会保障施策に要する経費

(歳入) 消費税引上げ分の市町村交付金(社会保障財源化分) 5億3,040万円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 102億7,866万円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳					
			特定財源				一般財源	
			国支出金	県支出金	市債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	生活保護事業	834,668	623,206	25,094	0	10	20,055	166,303
	児童福祉事業	3,932,324	1,845,330	801,344	0	170,542	120,005	995,103
	高齢者福祉事業	394,778	207	2,832	0	83,728	33,148	274,863
	障害者福祉事業	1,586,764	668,381	417,338	0	18,016	51,983	431,046
	小計	6,748,534	3,137,124	1,246,608	0	272,296	225,191	1,867,315
社会保険	国民健康保険事業	665,792	70,921	225,580	0	0	39,742	329,549
	介護保険事業	1,062,410	0	85,140	0	0	105,172	872,098
	小計	1,728,202	70,921	310,720	0	0	144,914	1,201,647
保健衛生	後期高齢者医療事業	1,118,684	0	195,061	0	0	99,398	824,225
	医療対策事業	420,210	3,920	980	2,900	64,530	37,438	310,442
	疾病予防対策事業	185,333	6,488	1,391	0	30,199	15,847	131,408
	健康増進対策事業	77,694	268	6,697	0	0	7,612	63,117
	小計	1,801,921	10,676	204,129	2,900	94,729	160,295	1,329,192
合計		10,278,657	3,218,721	1,761,457	2,900	367,025	530,400	4,398,154

地方税法第72条の116により、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。)は消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

※当該資料は、平成26年1月24日に総務省自治税務局都道府県税課長より発出された「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」に基づき、社会保障財源とされた増税分の使途を明確化するために作成したものである。